平成21年10月より

住民税の年金からの引き落としが始まります！

<特別徴収制度>

65歳以上の年金受給者で、住民税を納税されているみなさまへ

‹特別徴収制度›とは、年金保険者が住民税を年金から引き落として役場へ直接納入することです。

現在、年金を受給されており住民税を納税する義務のある方には、年3回、役場や金融機関などに出向き、住民税を納めていただいています。この制度の導入により、年金を支給する年金保険者が住民税を年金から引き落とし、役場へ直接納入することとなるため、納税の手間が省かれます。

◎問い合わせ先　役場財政課税務係（内線216・217）

平成21年度　子育て応援特別手当 DV被害者の方の「事前申請」受け付けを開始します

厳しい経済情勢を踏まえ、幼児教育期の負担軽減を図るため、12月上旬以降に子ども1人あたり3万6千円の子育て応援特別手当が支給される予定ですが、小平町に住民登録ができないDV被害者の方の「事前申請」を受け付けいたします。

■対象者　平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子どもがいるDV被害者の方
■期　間　平成21年10月1日から平成21年10月30日
（※都道府県を通じて支給調整を行いますので、期間を過ぎると申請の受け付けはできません。）

※「事前申請書」には次の書類の添付が必要です。
・DV被害者であることが確認できる書類（配偶者暴力相談支援センターの発行する証明書、保護命令決定書の謄本又は正本等）

※「事前申請」を行わない場合は、住民登録地の世帯主に支給されます。

◎詳しくは、役場保健福祉課福祉係（内線272）までお問い合わせください。

ご厚志ありがとうございます

小平町に対して、次の方々から多大なご厚志が寄せられました。厚くお礼申し上げます（順不同、敬称は省略いたします）。

[一般寄付]
○五十嵐秀敏　「町行政の財政運営のため」
○斉藤しずゑ　「福祉事業のため」

[ふるさと納税制度による寄付]
○小岩　義昌（石川県）
○菅原　一則（神奈川県）

皆さまのご厚志に感謝申し上げるとともに、町行政の運営・発展のため、大切に使用させていただきます。
ありがとうございました。

小平町立特別養護老人ホーム愛生園に対して、次の方々から多大なご厚志が寄せられました。厚くお礼申し上げます（順不同、敬称は省略いたします）。

○富里婦人部（小平町）　○臼谷婦人部（小平町）　○大椴婦人部（小平町）　○旭町１婦人部（小平町）
○新町２区婦人部（小平町）　○臼谷老人クラブ（小平町）　○桜花グループ（小平町）
○ＪＡ南るもい農協女性部小平支部（小平町）　○北海道建築士会留萌支部留萌分会（留萌市）
（以上、平成21年2月4日から平成21年９月1日まで）

この他、入園者のご家族の方々より、ご厚志も寄せられておりますが割愛させていただきます。
皆様の善意に心からお礼申し上げます。ありがとうございました。